

大和市緑の基本計画【概要版】



～ 大和ゆとりの森 ～

2019年（平成31年）3月

大和市環境農政部みどり公園課

※本計画改定時点では、新元号が定められていないため、平成31年以降の元号についても「平成」を用いています。新元号が定められた際は、読み替えをお願いします。

緑の基本計画の改定について

○ 緑の基本計画とは

緑の基本計画は、主として都市計画区域内における緑地の適正な保全および緑化の推進に関する施策を総合的、計画的に実施するために定める基本計画で、法律(都市緑地法)に基づき市町村が策定するものです。

本市は全域が都市計画区域となっていますので、市域全域を計画対象としており、都市公園の整備や特別緑地保全地区などの都市計画制度に基づく施策と、公共施設や民有地の緑化、緑地保全や緑化に関する住民間の協定、緑に関する普及啓発やボランティア活動の推進等、都市計画制度によらない幅広い施策やさまざまな取り組みを体系的に位置づけています。

○ 改定の背景

策定後20年が経過

平成9(1997)年6月に策定された大和市緑の基本計画は平成22年4月に改定を行いましたが、改定後9年を経過し、定期的な見直しの時期にきています。

計画で策定された各施策等の進捗状況を確認し、目標像実現に向けた計画体系の検証と充実化を行なう必要があります。

上位・関連計画や法制度の改正

健康都市やまと総合計画、都市農業振興基本計画、環境基本計画の策定と、国の定めた都市緑地法の改正が平成29(2017)年度にありました。

緑の基本計画の上位計画や関連計画と整合を図るとともに、法制度との適合性を確認し、計画の実効性を高めていく必要があります。

社会情勢の変化

少子高齢化の進展、災害や環境に対する関心の高まり、市民参画の活発化など、近年の社会情勢が大きく変化しています。

その中で、都市の緑が果たす役割の重要性が強く認識されるようになっており、多様なニーズに対応していく必要があります。

○ 改定の目的

今般改定では、前計画で設定した目標の達成状況の確認や評価を行うとともに、都市緑地法等の一部改正により本計画の中に、農地も緑地として定義づけられたことや、生産緑地地区の面積要件を条例により引き下げられるようになったこと、また、公園の管理方針についても反映させ、平成31(2019)年に策定される健康都市やまと総合計画や関連計画との整合を図るため、前計画を見直し、現況に沿った改定を行うことを目的としました。

大和市の緑の現況

本市の緑の現況は次のとおりです。

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

区域		市街化区域		市街化調整区域		計		
		箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	
施設緑地	都市公園	街区公園	214	27.86	8	1.30	222	29.16
		近隣公園	4	6.57	0	0	4	6.57
		総合公園	1	10.00	1	16.80	2	26.80
		都市緑地	4	11.13	0	0	4	11.13
		都市林	1	0.71	0	0	1	0.71
		少計	224	56.27	9	18.10	233	74.37
	公共施設緑地	その他公園※1	1	0.02	0	0	1	0.02
		児童遊園※1	0	0	0	0	0	0
		緑地	9	0.23	5	0.56	14	0.79
		ちびっこ広場※1	0	0	0	0	0	0
		泉の森(B地区)	0	0	1	25.00	1	25.00
		学校	25	44.08	3	3.89	28	47.97
		スポーツ広場等	8	10.26	7	5.99	15	16.25
		農水省植物防疫所跡地	1	1.84	0	0	1	1.84
		道路	4	12.85	0	1.22	4	14.07
	少計	48	69.28	16	36.66	64	105.94	
	民間施設緑地	緑の広場	12	1.81	6	0.75	18	2.56
		自主管理公園	18	1.74	0	0	18	1.74
		市民農園等	19	2.68	8	1.27	27	3.95
		社寺林	25	9.84	7	2.37	32	12.21
		民間企業グラウンド等	1	2.69	0	0	1	2.69
		ゴルフ場	1	0.23	1	42.73	2	42.96
		草柳園	0	0	1	1.25	1	1.25
		南林間スポーツ広場	1	0.33	0	0	1	0.33
	少計	77	19.32	23	48.37	100	67.69	
	施設緑地の重複部分		-8	-7.39			-8	-7.39
	施設緑地計		341	137.48	48	103.13	389	240.61
	地域制緑地	よるもの 法に	特別緑地保全地区 (泉の森 A 地区)	1	2.52	0	14.48	1
生産緑地地区			345	59.60	0	0	345	59.60
保安林			1	0.23	0	0	1	0.23
地域森林計画対象民有林			5	2.13	235	110.36	240	112.49
農振・農用地区域			0	0	0	26.74	0	26.74
河川区域			0	31.70	0	18.50	0	50.20
少計			352	96.18	235	170.08	587	266.26
よるもの 条例等に		保全緑地※2	0	0	9	87.80	9	87.80
		保存樹林	144	12.33	0	0	144	12.33
		市民緑地	3	1.99	0	0	3	1.99
		みどりの協定	0	0	1	0.48	1	0.48
		県指定文化財	0	0	1	0.16	1	0.16
		少計	147	14.32	11	88.44	158	102.76
地域制緑地の重複部分			-3.01		-55.76		-58.77	
地域制緑地計		499	107.49	246	202.76	745	310.25	
施設緑地と地域制緑地の重複部分			-6.69		-37.01		-43.70	
緑地現況量計		840	238.28	294	268.88	1134	507.16	

※1 その他公園、児童遊園とちびっこ広場は都市公園に移行しました

※2 保全緑地には特別保全緑地地区は含んでいません

緑の課題

○ 緑の施策からの課題

本市の都市公園は平成 18 年よりも箇所数、面積とも倍増しましたが、住民一人当たりの面積では、県平均や国平均を下回っており、更なる拡充が必要となっています。また、生産緑地地区の 2022 年問題への対応や、緑地等の維持管理不足が課題として抽出されました。

一方で、トコロジスト養成講座や、しらかしのいえでのボランティア活動など多くの市民が緑化・保全活動に参加しています。住民意向調査では、過半数以上の方がこうした緑化・保全活動へ参加する意欲を示しています。

今後は、より多くの市民の緑化・保全活動への参加を誘導するための方策が求められます。また、参加経験のない市民には緑の保全及び緑化の意義や役割についての意識啓発が重要です。

○ 緑の役割からの課題

緑の役割から見た課題では、「環境保全」、「レクリエーション」、「防災」、「景観」、「生物多様性」の緑の持つ役割ごとに課題の抽出を行いました。

「環境保全」からは生産緑地地区をはじめとする農地の減少が環境保全機能を損なう要因となっていることや、水と緑のネットワークの形成が必要であることについて、また「レクリエーション」では都市公園の整備箇所の偏りや管理不足が課題として抽出されました。そして、「防災」からは生産緑地地区の減少と指定解除に対する懸念や、近年の地震で明らかとなったブロック塀の危険性に対する対策として、ブロック塀の撤去、生垣設置の助成を行う「みどり・彩り・みどりど〜り制度」の更なる拡充が求められています。

「景観」については、河川改修工事に伴う桜並木の伐採が懸念され、「生物多様性」では、生産緑地地区をはじめとする農地やまとまった緑の減少が生物多様性を損なう要因となることと、特定外来種対策の必要性が課題として抽出されました。

【参考】緑の持つ役割

役割	主な効果
環境保全	植物は、大気中から二酸化炭素を吸収して内部に蓄積・固定し、地球温暖化のもととなる温室効果ガス排出を削減します。また、葉から水分を蒸発する蒸発散作用などにより、気温や地表面の温度を下げるなど、ヒートアイランド現象の緩和に効果があります。
レクリエーション	公園や緑地は、野外レクリエーションや、地域の人々の交流、コミュニティの醸成、市民の健康づくり、子育て支援などさまざまな活動の場となります。また、自然との触れあいのある豊かな生活や、身近な自然的空間として人々がさまざまな活動を楽しみながら環境に対する理解を深める場になります。
防災	急斜面地の緑地は、土砂の崩壊を防止し、町の中の緑は火災時の延焼を防止したりするなど、防災に役立っています。また、公園や緑地は、地震や洪水などの災害時の避難場所や救援場所となります。
景観	緑は、その土地に適した種類や形や季節があり、地域の歴史や暮らしと一体となって固有の風景を形成し、市民が愛着や誇りを持てる郷土をつくります。また、住宅地やまちなかの緑は、潤いのある美しい景観をつくり、商店街のにぎわいづくりや活性化などの効果を発揮します。
生物多様性	緑地は、さまざまな生物の生息・生育空間を提供し、生物多様性の確保に高度な機能を発揮する空間を形成します。

改定のポイント

- ①緑地としての農地の保全
- ②市や国の制度を活用した市民緑地の保全と創出
- ③都市公園の維持管理
- ④生産緑地の保全

緑の基本方針

○ 基本理念

本計画の基本理念は、これまでの施策の強化・充実を図ることとし、前計画の基本理念を踏襲し次のとおり設定します。

まもろう緑 つくろう緑花 つなごう緑花
住み続けたいまち やまと

緑花:「緑と花」を意味する造語です。

○ 緑の将来像

本市では、基本理念に基づき計画の実現を図ることによって、次のような緑の将来像の形成を目指します。

- 質の高い大きな緑・小さな緑がバランスよくまち全体に配置され、それぞれが繋がっている。
- 緑を守り育む活動が市民一人ひとりの日々の生活に浸透し、子どもたちにも引き継がれている。
- さまざまな立場や地域を超えて支えあい、みんなで緑のまちづくりを活発に展開している。

○ 基本方針

基本理念に基づき、緑の将来像を実現するための基本方針を次のとおり設定します。

基本方針1 緑と花のまちづくり

質の高い大きな緑・小さな緑がバランスよくまち全体に配置され、それぞれが繋がっている。

基本方針1-1 『緑をつなげる』——守り、創り、緑に包まれたまちを実現する。

基本方針1-2 『緑の質を高める』——快適で魅力あるまちを実現する。

基本方針1-3 『緑を適切に配置する』——安全で潤いのある暮らしを実現する。



基本方針2 緑と花のひとづくり

緑を守り育む活動が市民一人ひとりの日々の生活に浸透し、子どもたちに引き継がれている。

基本方針2-1 『緑を活かす』——緑に対する市民の関心を高め、生活(ライフ)様式(スタイル)を変える。

基本方針2-2 『緑を育み支える人を増やす』——緑のまちづくりを次世代に引き継ぐ。

基本方針2-3 『緑の人的ネットワークを築く』——緑に関わる市民力を発揮する。



基本方針3 緑と花のしくみづくり

さまざまな立場や地域江尾を超えて支えあい、みんなで緑のまちづくりを活発に展開している。

基本方針3-1 『緑の協働のしくみを全市に広げる』——支えあうまちに。

基本方針3-2 『緑の連環のしくみに地域で取り組む』——つながりあう社会に。

基本方針3-3 『緑の評価のしくみを行動に換える』——実効性のある計画に。

計画のフレーム

○ 計画対象地域

本計画の計画対象地域は、大和市都市計画区域全域(2,709ha)とします。

○ 計画期間

平成31年(2019年)4月からのおおむね10年間とします。

○ 確保目標

平成29年度時点で、前計画の目標を達成するのが難しい状況にあります。そのため、現況や上位計画及び関連計画を踏まえて、現状維持を目標としました。

● 緑地の確保目標水準

年次	現況 平成28年度末	中間目標 平成35年度末	計画目標 平成40年度末
都市計画区域面積に対する割合	18.7% (507.16ha)	18.7% (507.16ha)	
市街化区域面積に対する割合	11.9% (238.28ha)	11.9% (238.28ha)	

● 公園緑地、都市公園として整備すべき目標水準

年次	現況 平成29年度末	中間目標 平成35年度末	計画目標 平成40年度末	最終目標 ^{※2}
公園緑地 ^{※1}	6.6 m ² /人 (155.2ha)	6.7 m ² /人 (160.1ha)		7.6 m ² /人 (181.6ha)
都市公園	3.2 m ² /人 (74.4ha)	4.0 m ² /人 (95.6ha)		6.9 m ² /人 (164.9ha)

※1 市が管理している公園、広場及び緑地(トラスト緑地、保全緑地含む)

※2 計画期間中の達成が困難なため、目指すべき最終的な目標数値として記載

● みず・みどり率

種別	現況 平成28年度末	中間目標 平成35年度末	計画目標 平成40年度末	最終目標
緑被率(緑被地:樹林地、草地、農地)	26.1%	33.0%の維持・向上		
裸地	6.3%			
水面	0.6%			
みず・みどり率(緑被地+裸地、水面)	33.0%			

○ 進行管理

本計画を実現性の高い計画とし、効果的で効率的な事業を展開していくために PDCA サイクルを用いた手法で進行管理を行います。



地域別計画

本市では、地域によって固有のまちづくりの歴史をもち、土地利用や緑の状況が異なります。そのため状況に対応した施策を推進していく必要があります。

そこで、本計画では下記の五つの地域に区分し、それぞれの地域の特性に合った緑地の保全及び活用方針を設定します。

地域	地域別テーマ
中央林間・つきみ野地域	林間文化都市にふさわしいまちづくり
南林間・鶴間地域	ストックを生かした歴史と文化の息づくまちづくり
大和・相模大塚地域	高度都市機能と豊かな自然が共存するまちづくり
桜ヶ丘地域	花と水辺の緑住都市をめざすまちづくり
高座渋谷地域	緑とゆとりのある空間を創出するまちづくり

用語集

市街化区域

都市計画法に基づき指定される区域。すでに市街地を形成している区域やおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域が指定されます。

市街化調整区域

都市計画法に基づき指定される区域。市街化を抑制すべき区域が指定され、原則的に開発行為が禁止されています。

市民緑地

「都市緑地法」に基づき、地域住民の自然とのふれあいの場や生物の生息・生育地となる身近な緑地について、契約により確保し、市民の公開する緑地保全制度です。土地所有者には、税制上の優遇措置があります。

地域制緑地

地域制緑地は、「法によるもの」や「協定によるもの」、「条例などによるもの」の 3 種類に分けられ、そのうち「法によるもの」には風致地区、近郊保全緑地区域、歴史的風土保存区域、緑地保全地区、生産緑地地区などの制度が含まれ、一定の土地の区域を指定し、その土地利用を規制することで良好な自然的環境などの保全を図ることを目的としています。

特別緑地保全地区

都市緑地法第 12 条により「良好な緑地において、建築行為などの制限により現状凍結的に保全する」区域です。市内で良好な自然環境を有している緑地で、市又は県が都市計画に「地域地区」を定めます。土地所有者には、税制上の優遇措置があります。

地区内で次の行為を行う場合に、都道府県知事などの許可が必要になります。

- 建築物その他工作物の新築、改築又は増築
- 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更
- 木竹の伐採
- 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積 ほか

トコロジスト

「トコロジスト」とは、トコロ＝場所、ジスト＝専門家、の 2 つの言葉を併せた「その場所の専門家」という意味の造語で、故・浜口哲一氏（神奈川大学教授）が提唱したものです。

トコロジストは、鳥、野草、虫など特定の分野だけでなく、その場所に生息する生き物すべてが対象であり、また、地域の地理や地質的なこと、歴史・文化・風土など広い分野に知識、興味がある人のことです。つまり、「生き物の専門家」ではなく、「その場所の専門家」として、市内の保全緑地等で保全活動を行っています。

都市計画区域

都市計画法に基づいて、都市計画を策定すべき土地として設定された区域です。本市では、市街化区域と市街化調整区域に区分されています。

都市公園

都市公園法に規定される公園で、地方公共団体または国が設置するもの。

トラスト緑地

(公財)かながわトラストみどり財団による緑地保全の制度です。本市内では、久田緑地(第2号)、泉の森(第3号)が対象地となっています。

- 久田緑地(6.6ha)・・・トラスト財団が保全契約を行い、管理を行っています。
- 泉の森(2.9ha)・・・トラスト財団が保全契約を行い、本市が管理を行っています。
(特別緑地保全地区を除く25ha内の山林が対象)

2022年問題

1992年に改正された生産緑地法により、指定より30年が経過した生産緑地を土地所有者は、市に対して買い取りを申し出ることが可能となります。市が買い取りをしなかった場合は指定を解除することとされているため、指定より30年となる2022年以降、生産緑地の指定解除についての動向が注視されています。

PDCAサイクル

Plan(計画)、Do(実施)、Check(点検)、Action(是正)を意味し、品質向上のためのシステムの考え方です。品質管理の父といわれるデミングが提唱した概念で、単にPDCAという場合もあります。管理計画を作成(Plan)し、その計画を組織的に実行(Do)し、その結果を内部で点検(Check)し、不都合な点を是正(Action)したうえでさらに、元の計画に反映させていくことで、螺旋状に、品質の維持・向上や環境の継続的改善を図ろうとするものです。

ここでは計画をたて(Plan)それを実行し(Do)評価し(Check)その評価結果を行政運営に反映させる(Action)というプロセスで一つの施策・事業を進めることをいいます。

ヒートアイランド現象

経済活動や都市的土地利用の増加などにより、都市部において気温が異常に上昇する現象のことをいいます。等温線を描くと温度の高いところが「島」のように見えることから、ヒートアイランド(熱の島)と呼ばれます。

保存樹林

本市の「緑化の推進、緑の保全等に関する条例」第3条に基づく独自の制度です。市街化区域内の山林の所有者と保全協定を結び、保存樹林として指定します。緑化奨励金を支払うことにより、保全を行います。(緑化奨励金額＝固定資産税＋都市計画税相当額)

保全緑地

本市の「緑化の推進、緑の保全等に関する条例」第3条に基づく独自の制度です。いわゆる6つの森を中心とした市街化調整区域の山林が対象となります。良好な自然環境を形成している山林を保全緑地として指定し、所有者と賃貸借契約を結び次の賃借料を支払うことにより保全を図ります。

120 円/㎡・年(開放型) 、 72 円/㎡・年(閉鎖型)

みず・みどり率

みず・みどり率とは、市面積に対する水の蒸発散面積の占める割合です。環境の面から都市のヒートアイランド防止を図るために、前計画から新たに設定しました。蒸発散面積とは、航空写真を利用し、緑地はもとより地表面から水分が蒸発する裸地、グラウンド、水面などを含んだ土地の合計面積です。(蒸発散面積=(田畑)+(山林)+(裸地)+(グラウンド)+(水面)+(公園)などを含んだ土地の合計面積です。)

緑被地

樹林地(公園、庭、山林などの樹木に被われている土地)、草地、農地を緑被地としています。本計画の調査では、10㎡を最小単位として抽出しています。

緑被率

緑被率とは、市面積に対する緑被面積の占める割合です。平面的な緑の量を把握するための指標です。緑被面積は、航空写真により、1団で10㎡以上の緑(樹木、芝、草花など植物)によって覆われた土地の合計面積です。

大和市緑の基本計画【概要版】

2019年(平成31年)3月 改定

編集： 大和市環境農政部みどり公園課
〒242-8601
大和市下鶴間一丁目1番1号
電話 046-263-1111(代表)